

# 「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業」基本計画

平成 30 年 3 月 26 日

人間文化研究機構

## 1 事業概要

歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業（以下「本事業」という。）は、大規模自然災害の発生時等において被災資料のレスキューと保存科学的アプローチを中心とした資料保全活動に取り組んできた人間文化研究機構（以下「機構」という。）が、東日本大震災以来文理横断型の実践的防災学を推進してきた東北大学及び全国の地域歴史資料保全活動や震災資料の収集保存支援活動の先導的立場を担ってきた神戸大学とともに、平成 30 年 1 月 26 日に締結した連携・協力に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき一体となって推進する。

本事業は、機構、東北大学及び神戸大学（以下「連携 3 機関」という。）が事業の中核となり、日本各地の大学や地域に設立されている歴史資料ネットワーク（以下「史料ネット」という。）と連携関係を築き、史料ネットでの地域の歴史文化資料調査・保存研究活動を軸とした全国広域ネットワークを構築する。また、そのネットワークにより、資料情報を全国的に把握し、災害の際に歴史文化資料や文化の保全活動を適切に実施する相互支援体制を確立する。併せて、歴史文化研究分野における教育・人材育成とそのための環境整備を行い、それらの成果を通じて、地域社会における歴史文化の継承と創成に向けた大学の教育・研究機能の強化に資する。

## 2 実施期間

本事業の実施期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

## 3 推進体制

### （1）事業の統括

本事業は、機構が統括する。

### （2）事業の重要事項に関する審議

機構における本事業の計画及び評価、予算並びに決算等の重要事項は、機構に設けた総合人間文化研究推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審議する。

### （3）事業の実施

本事業は、本基本計画に基づき実施する。

#### 事業の中心拠点等

本事業は、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、東北大学災害科学国際研究所及び神戸大学大学院人文学研究科を中心拠点（以下「中心拠点」という。）として実施し、国立

歴史民俗博物館が主導機関となる。

また、中心拠点は基本協定に基づき、連携3機関それぞれにおける本事業の関連組織の連携・協力を得て、事業を実施する。

事業の統合的な推進

本事業は、連携3機関による協議組織を設け、相互の協議に基づき運営する。

#### 4 中心拠点の活動

##### (1) 各中心拠点の機能

各中心拠点の機能は、以下のとおりとする。

###### 【国立歴史民俗博物館】

主導機関として、事業及び全国的ネットワーク形成の総括を担う。また、各地域の資料情報データの一元管理及びそれを通じたバックアップ体制の構築を推進する。

###### 【東北大学災害科学国際研究所】

自然科学分野も含めた資料保存研究による歴史文化及び自然科学の資料保存に関する文理横断型研究を推進する。

###### 【神戸大学大学院人文学研究科】

複数の地域間、また当該地域の大学・自治体・市民の連携による相互レスキュー支援体制構築に関する研究を推進する。

##### (2) 全国広域ネットワーク形成と地域連携モデル構築の推進

全国にある既存の史料ネットの本事業への参画を促し、参加組織間の連携を強化するとともに、史料ネットが未設置の都道府県における立ち上げを支援し、全国広域ネットワークの形成を推進する。また、各中心拠点と史料ネットの協働により、下記(3)の調査研究等活動を実施し、地域連携モデルを構築する。

なお、全国広域ネットワーク形成と地域連携モデル構築は、各中心拠点が次のとおり地方を分担し推進する。ただし、中心拠点間の協議により、他の中心拠点が担当する地方に属する都道府県を単独あるいは共同で担当することを妨げるものではない。

【国立歴史民俗博物館】 関東地方、甲信地方、東海地方

【東北大学災害科学国際研究所】北海道地方、東北地方、北陸地方

【神戸大学大学院人文学研究科】関西地方、中国地方、四国地方、九州・沖縄地方

##### (3) 調査・研究活動の推進

本事業では、以下に掲げる5つの調査研究等活動を中心的な柱とし、各中心拠点がその機能と特性に応じ具体的な目標と研究計画を定めて推進する。

資料の所在調査・保存研究

データ記録化

相互レスキュー体制の構築支援

教育プログラムの開発・人材育成  
国内外に向けた情報発信

(4) 関連組織との連携

中心拠点は、文化遺産防災ネットワーク推進会議（国立文化財機構）や全国歴史民俗系博物館協議会等本事業に関連する諸組織との連携を推進する。

5 計画、報告及び点検・評価

(1) 年次の計画

連携3機関は、本基本計画に基づき、相互に協議し、各中心拠点の毎年度の研究計画と具体的な目標を定め、事業を推進する。

(2) 年次の報告

主導機関は、連携3機関それぞれの毎年度の事業の実施状況について事業実績報告としてとりまとめ、センター運営委員会に提出する。

(3) 中間評価・最終評価

中間評価は、平成30年度から平成31年度までの事業実績について平成32年度に、最終評価は、平成30年度から平成33年度までの事業実績について平成34年度に、それぞれ実施する。